

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

除染等業務における年少者の就労禁止措置の徹底について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働基準法第 62 条により満 18 歳未満の年少者については、一定の危険有害な業務に就かせることが禁止されていますが、昨今、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」に規定する除染等業務に年少者を従事させていたとして、労働基準法違反の疑いで関係者が逮捕される等の事案が発生しています。

こうした事案の再発を防ぐため、関係法令の内容についての周知依頼が、厚生労働省労働基準局長より別添のとおりまいっておりますので、趣旨ご理解下さるようお願い申し上げます。